

●香川県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年2月15日から同年3月8日まで一般の縦覧に供する。

平成23年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 193号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字中下所1246番1 地先から 高松市塩江町安原上東字中下所1163番2 地先まで	10.0～35.3	240	平成20年香川県告示第415号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年2月15日